

課徴金制度の概要

公正取引委員会 事務総局

< 独占禁止法上の課徴金の法的性格 >

- カルテル・入札談合等の独占禁止法の違反行為防止という行政目的を達成するために、行政庁が違反事業者等に対して課す金銭的不利益処分

⇒ 公取委の裁量性を排除し、事案処理の迅速性を確保するため、カルテル・入札談合等の違反行為対象商品・役務に係る売上高に一定の算定率を乗じる方法で算定

課徴金算定率の考え方

< 平成17年改正前 > カルテル等による不当利得相当額を徴収(違反行為は減少せず、繰り返しの違反も目立つ)

↓ 違反行為防止の実効性を確保するため……

< 平成17年改正後 > カルテル等による不当利得相当額を超えて金銭を徴収

↓
課徴金算定率の水準は、業種、事業規模等に応じて異なるものを設定

(1) 業種・事業規模に応じた算定率

	大企業	中小企業
製造業等	10%	4%
小売業	3%	1.2%
卸売業	2%	1%

(2) 繰り返した場合は、課徴金を支払っても繰り返すメリットがある(=通常より不当利得の水準が高い)と認められる

⇒ 通常の算定率の5割増の率を適用

(3) 違反行為を早期にやめるインセンティブを高める

⇒ 違反行為期間2年未満で公取委の調査開始前にやめた場合は、通常の算定率の2割減の率を適用